

議 事 録

第 10 回 定 例 総 会

平成30年5月10日

太田市農業委員会第10回定例総会議事録

開会日時 平成30年5月10日(木) 午後 2時
 閉会日時 平成30年5月10日(木) 午後 3時40分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)
 1 川田 明 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
 13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
 17 清水 由紀江 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子
 22 中村 薫

欠席委員 (1人)
 21 片亀 昌子

出席職員 (7人)
 北村次長 見供課長補佐 宮崎係長代理 西野目係長代理 高橋主任
 青木主任 野村主事

会議に付した事項
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)
 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について (会長)

報告事項
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第10回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者21名、欠席者1名であり、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは22番 中村 薫 委員 と1番 川田 明 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 はい、訂正が1件ございます。議案書の17ページをお開きください。報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、表の下段、田畑の計が6筆となっておりますが、正しくは7筆となりますので、訂正をお願いいたします。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が、会長あてにあつたので処分の決定を求めます。提出件数は10件です。
事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数10件について、朗読し詳細に説明する。

- 1番 沖之郷町の土地 畑 1,218 m²を取得し、農業基盤の確立を図りたい。
- 2番 緑町の土地 田 1,183 m² 外1筆 計2,455 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 3番 鳥山下町の土地 田 2,630 m²を取得し、耕作地を拡張したい。
- 4番 新田小金井の土地 畑 3,763 m²を借り受け、事業実施を図りたい。
- 5番 新田小金井町の土地 畑 1,377 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。
- 6番 新田小金井町の土地 畑 1,969 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。
- 7番 新田村田町の土地 畑 1,188 m² 外1筆 計1,940 m²を借り受け、主に野菜栽培を事業計画とし、事業実施を図りたい。
- 8番 新田赤堀町の土地 畑 781 m² 外1筆 計968 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 9番 藪塚町の土地 畑 507 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
- 10番 大原町の土地 畑 3,710 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から10番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番と2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 9番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は遊休地の耕作を再開するのを機に申請地を取得し農業基盤の確立を図りたいとのことです。耕作に必要な農機具等も取得しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 1番委員 番号2番について報告いたします。譲渡人は高齢で規模を縮小するため譲渡したい。譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。現地を確認したところ、農地は全て適正に管理されており、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま第2地区協議会より、番号1番と2番について報告がありました。ご意見ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定します。
- 議長 つづきまして、番号3番から7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号4番から7番については、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
- 18番委員 番号3番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号3番について報告いたします。譲受人は自己所有地を5,000㎡以上所有し、農機具も所有し自宅から申請地までの距離も遠くなく適当であるため、問題ないと思います。譲渡人は老後を考え農業を行うことが不可能となりますので売却したいとのことです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

つづいて番号4番から7番については、申請人が同一人であるため、一括して報告いたします。申請人は新規就農の法人であり、耕作地はありません。耕作放棄地を借り受け事業実施を図るものです。番号4番から7番の合計面積は9,047 m²です。申請人の所在を確認しようとしたが、確認できなかったため保留としました。

20番委員 番号4番から7番の農地性の確認について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認したところ、耕うんされており問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会及び第5地区協議会より番号3番から7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

事務局 事務局より補足させていただきます。番号4番から7番について先程第3地区協議会から報告がありました。譲受人の所在等が確認できず、農機具や野菜保管場所等を確認ができなかったため、保留という報告がありました。これは、今後調査を要するために保留したいという地区協議会の意向です。

15番委員 本案件は1か月後にまた案件として議案に上がるということでしょうか。

事務局 1か月保留として来月の案件としてもう一度ご審議いただくということです。

4番委員 本件の受付するときに、事務局はどのような形で受付したのか。農業委員が会社の所在地に行ったときに会社を確認できなかったということなので、受付の時どういう状況だったのでしょうか。

事務局 新規で起業した法人であり、書面上での審査に止まり、受付時に構成員等の詳細についてはまでは面談していません。

4番委員 書面上、所有する農機具の種類と台数を教えてください。

事務局 確保している農機具は、大型トラクター1台、マルチ用機械1台、植え付け用機械1台です。

13番委員 輸送手段として車はありますか。輸送手段がないと収穫できないですよ。

事務局 書類上、車はありません。

13番委員 輸送手段として車がないと農業ができないですよ。だとすれば、許可申請を受理すること自体おかしいですよ。

事務局 農機具の記載は、許可書の「大農機具又は家畜」という項目のところ

- に記載されており、車についての明確な記載欄はありません。
- 15番委員
事務局 会社の登録はあるのでしょうか。
農機具関係につきましては、会社保有のものとして先程の農機具があります。法人として会社の登記簿が法務局に登録されております。法人の構成員は6人いまして、そのうちの2人が農業従事しています。雇っている人は1人で、労力は併せて3人です。輸送機具につきましては、農業従事者の車等を基本的には利用することとなりますので、農機具等の問題はないと考えております。会社の住所が第3地区協議会の区域でありましたが、代表者の住所が同区域外であったこともあり、お会いできなかったのではないかと考えております。
- 18番委員 申請人とは連絡がとれ、今度の日曜日に会うこととなっています。お会いした際に、農機具や構成員について確認をしてきます。本件は来月の審査になると思いますがよろしく申し上げます。
- 16番委員 第3地区協議会でも調査をしたところ、会社と代表者の住所は市内であるがだいぶ離れていることがわかりました。会社の所在地へ行っても社員に会えず、会社の実態を確認できなかったため、1か月保留して調査するということです。担当の18番委員さんには会社の実態をよく確認していただきたい。
- 4番委員 現地確認行く際は、1人ではなく2人で行ってください。
18番委員 3人で行ってきます。
- 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号3番を許可とし、番号4番から7番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とし、番号4番から7番を保留とすることに決定します。
- 議長 つづいて、番号8番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号8番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は意欲的に農業に取り組み、後継者も従事しており地域の担い手であります。今回の申請は経営規模拡大するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地

法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。

議長 つづいて、番号9番と10番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号9番と10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号9番についてですが、譲受人は水稻、ほうれん草、小松菜を中心とした農業経営を行っており、母の高齢化により当該農地を譲り受け、経営規模を拡大し農業に精進するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

5番委員 番号10番について報告いたします。譲受人はほうれん草の栽培を中心とした農業経営を行っており、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものです。周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号9番と10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号9番と10番を許可とすることに決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 由良町の土地 349 m²、農地区分につきましては「鉄道の駅、その他公益的施設の整備状況からみて、第3種農地の場合における整備状況の程度に達する区域になることが見込まれる区域、具体的には、細谷駅から、半径500m以内の農地」の理由から第2種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由で第2種農地と判断されたものにつきましては、説明を省略させていただきます。
露天駐車場用地として転用するものです。

2番 大原町の土地 1,403 m²、農地区分につきましては「藪塚庁舎から半径500m以内の農地」の理由から、第2種農地と判断されます。
貸住宅用地として転用するものです。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
申請人は、自宅の北側に共同住宅の建築を予定しており、その駐車場用地として使用するものです。現地を確認したところ、南側は工場、西側は道路、北側は申請人の自宅です。したがって、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま第1地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は、相続により取得しましたが、運送会社に勤務していることから、農地を耕作することができず、荒れて近隣に迷惑をかけるのを防ぐために、アパートを建築するものです。現地を確認したところ、西は農地、北と東は宅地、南は道路です。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま第6地区協議会より、番号2番について報告がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定します。

議長 つづきまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

番号1番 藪塚町の土地 267 m² 外1筆 について、露天資材置場用地及び一般住宅用地として、それぞれ一部承継するため、計画変更するものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 5番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請地は共同住宅を建築する目的で許可を得た後、建築会社との契約上のトラブルとなり、計画がなくなったため、権利を承継するものです。周囲は南と東が道路、西が住宅、北が畑となっています。周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定します。
- 議長 つづきまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は31件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数31件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林北町の土地 428 m²、農地区分は「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の理由となるものについては説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。
- 2番 高林北町の土地 385 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則不許可ですが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。
一般住宅用地として転用するものです。
- 3番 高林北町の土地 291 m² 外2筆 計 505.16 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 468 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 386 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

6番 脇屋町の土地 161 m² 外1筆 計 250 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

7番 脇屋町の土地 251 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

8番 矢場町の土地 1,369 m²、農地区分は「住宅若しくは事業の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地」の理由から第三種と判断されます。
工場用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 337 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

10番 上小林町の土地 303 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

11番 富若町の土地 431 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外規定があり問題はないと考えます。
放課後児童健全育成事業所用地として転用するものです。

12番 東今泉町の土地 255 m²、農地区分は第二種です。
一般住宅用地として転用するものです。

13番 東今泉町の土地 1,070 m²、農地区分は第二種です。
露天駐車場用地として転用するものです。

14番 原宿町の土地 160 m²、農地区分は第三種です。
露天駐車場、露天資材置場用地として転用するものです。

15番 寺井町の土地 664 m²、農地区分は第二種です。
露天資材置場用地として転用するものです。

16番 菅塩町の土地 493 m²、農地区分は第二種です。
露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

17番 尾島町の土地 571 m²、農地区分は第二種です。
露天資材置場用地として転用するものです。

18番 岩松町の土地 571 m² 外1筆、計997 m²、農地区分は第二種です。

共同住宅用地として転用するものです。

19番 亀岡町の土地 547 m² 外1筆 計 1,682 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するものです。

20番 世良田町の土地 755 m²のうち 23.52 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

排水管設置用地として一時転用するものです。

21番 世良田町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

22番 出塚町の土地 410 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

23番 新田村田町の土地 259 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 新田小金井町の土地 1,333 m² 外5筆 計 2,414 m²、農地区分は第一種です。第一種農地につきましては原則転用不許可となりますが、「コンビニエンスストア等休憩所に類する施設で都道府県道の沿道の区域に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

店舗用地として転用するものです。

25番 新田小金井町の土地 265 m²、農地区分は第一種です。

露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 1,929 m²、農地区分は第二種です。

1戸建貸家住宅及び貸店舗用地として転用するものです。

27番 藪塚町の土地 2,667 m²、農地区分は第二種です。

仮設園舎用地として一時転用するものです。

28番 藪塚町の土地 267 m²、農地区分は第二種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

29番 藪塚町の土地 267 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

30番 寄合町の土地 410 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

31番 大原町の土地 660 m²、農地区分は第二種です。

歯科医院用地として転用するものです。

議長

事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結

果報告をお願いします。

番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号1番について報告いたします。譲受人は現在大泉町の妻の実家で家族7人で生活しており、子供の成長に伴い手狭なため、将来のことを考え居住環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南中学校の東方に位置し、申請地の南北は宅地、東側は畑、西側は道路及び近いうちに転用申請が出されると思われる畑となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号2番について報告いたします。譲受人は現在富沢町の市営住宅に住んでおり、かねてから住宅の購入を検討しており、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は道路を挟んで田、北側は送電線鉄塔が立っている雑種地、東側は近いうちに転用申請が出されると思われる田、南は東への進入路と思われる田となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号3番について報告いたします。譲受人は現在家族3人で借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北側は宅地、西側は道を挟んで宅地、東側は転用申請が出されると思われる畑を挟んで許可されて間もない宅地、進入路となっている南側は一部宅地、一部畑となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は現在牛沢町の公営団地に住んでおり、子供の成長に伴い市内の職場に近い利便性の高い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は道を挟んで宅地、東側は宅地、南北は畑となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号1番から4番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

12番委員

つづいて番号5番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号5番について報告いたします。譲受人は現在アパートに住んでおり、手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、南と西側は道路、東側は北側の畑に入る進入路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号6番と7番については、隣接している農地ですので、一括して報告いたします。譲受人は現在アパートに住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は畑、南側は道路、東側は議案4号7番の申請地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号7番について、譲受人は現在アパートに住んでおり、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。本件申請地は議案4号6番の東側となり、南・東側が道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号5番から7番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

- | | | |
|----|----|--|
| 議 | 長 | ただいま、第1地区協議会より番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定します。 |
| 議 | 長 | つづいて番号8番から14番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |
| 8番 | 委員 | 番号8番から10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号8番についてですが、譲受人は台之郷町で主に自動車部品、電気部品の加工、製造を行っております。立地条件の良い土地が矢場川工業団地にありましたので、業務拡張に伴い、工場用地として申請地を |

取得するものです。現地を確認してきましたが、周囲が工場、住宅となっており、農業には不向きであります。周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は平成12年に来日し、現在は永住者として日本で暮らしています。日本での生活を安定させるために申請地を取得し、住宅を建築するものです。譲渡人は高齢で農業ができないため、売却したい。現地を確認したところ、西側は道路、東側は太陽光発電が設置されており、南側は住宅です。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号10について報告いたします。譲受人は市内の県営住宅に住んでおり、資金の調達が出来たので、申請地を買受け転用したいとのことです。譲渡人は相続により取得しましたが、農業の経験がないため耕作できないので農地を処分したい。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

13番委員

番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は、申請地の近くで保育園を経営しており、住民の要望により放課後児童クラブを建設するものです。現地を確認したところ、北側は道路、西側は農地、南と東側は宅地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1番委員

番号12番から14番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号12について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、手狭なため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地確認をしたところ、北側は道路、西、東、南側は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号13番について報告いたします。譲受人は申請地の南で調剤薬局を営業しており駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、駐車場として利用するものです。現地確認したところ、東は道路、南側は道路挟んで薬局、西側は駐車場、北側は申請人の田となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて14番について報告いたします。譲受人は申請地西で食料品製造業を営んでおり、許可を得ずに駐車場として利用していたことが判明したため、申請地を借り受け、経過説明書を添付し是正するものです。現地確認したところ、東、南、北側は道路、西は申請人の工場です。周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号8番から14番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま第2地区協議会より、番号8番から14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号8番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号8番から14番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号15番と16番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

3番委員 第3地区協議会より番号15番と16番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号15番について報告いたします。譲受人は足利市に本社があり、太田市内に3支店を運営し、建設業及び造成工事を営んでおり、太田市内での受注も多く、資材置場が必要なため、申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。なお、申請地への接道がないため、隣接する宅地所有者から通路部分として土地の一部を借用することとなりました。周囲は南側が畑、東、西、北側は宅地であり、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて、番号16番について報告いたします。譲受人は近隣で造園業を営んでおり、申請地を昭和63年以前から借地として使用してきましたが、平成25年から会社法人を設立し、事業規模を拡大し、従業員が増加したため駐車場用地として一時利用していましたが、調査したところ、許可を得ずに駐車場として利用していたことが判明した

ため、申請地を取得し、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、南側と西側は宅地、北側は道路、東側は畑であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。番号15番と16番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号15番と16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。番号15番と16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号15番から16番を許可することに決定します。

議長 つづいて番号17番から22番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

22番委員 番号17番から22番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。
はじめに番号17番について報告いたします。譲受人は市内で建設業を営んでおり、事業の拡大に伴い足場材置場が不足しているため、国道や会社に近い申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、東側は譲渡人の土地、南側は道路挟んで住宅、西は住宅、北は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号18番について、譲受人はみどり市に住んでおり、資金調達のため、生活環境の良い申請地を取得し、共同住宅を建築するものです。譲渡人は相続により申請地を取得後10数年間放置して近隣より苦情もあり、売却したい。現地を確認したところ、南側は住宅と畑、西側と北側は宅地、東は水路を挟んで畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号19番について、譲受人は申請地近隣で建設業を営んでおり、申請地を外壁塗装のための資材置場、また、従業員の駐車場として利用するものです。現地を確認したところ、南側は道を挟んで住

宅、西側は道を挟んで住宅、北側は土手、一部駐車場、ソーラーパネルが立っており、東側は農地でとなっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号20番については議案第4号21番の分家住宅建築のための排水管の埋設工事を行うため、申請地を父から借り受け、一時転用するものです。申請地の西側は住宅となっております、その塀に沿って埋設を行います。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号21番については、譲受人は祖母の家で同居しており、手狭なため、将来を考え、父所有の申請地を借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は宅地と道路、南側は宅地、北と東側は畑となっております。住宅排水について、議案第4号20番のとおりに行われることから、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号22番については、譲受人は建設業を営んでおり、資材置場が不足しているため、また、近隣で行う工事のため、現在所有している土地の近くでもある申請地を借り受け、資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、東側と西側は畑、北側は道路を挟んで宅地、南側は道路となっております。南側入口以外はネットフェンスを設置することから周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号17番から22番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ただいま、第4地区協議会より、番号17から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号17番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号17番から22番を許可とすることに決定します。 |
| 議 | 長 | つづいて番号23番から25番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。 |

20番委員 番号23番から25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号23番について報告いたします。譲受人は会社の家族寮に住んでおり、子供が生まれたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と西は畑、東は住宅、南は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号24番について報告いたします。譲受人はコンビニエンスストア事業を営んでおり、立地条件に恵まれ、需要が見込まれる申請地を借り受け、店舗を設置するものです。現地を確認したところ、北と西と南は県道、東は道路を挟んで畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号25番について報告いたします。譲受人の法人は自動車販売及び整備業を営んでおり、申請地を取得し、車置場及び部品を保管する資材置場として使用するものです。現地を確認したところ、北と西が道路、南は雑種地、東は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号23番から25番について、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号23番から25番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。

番号23番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号23番から25番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号26番から31番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号26番から31番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号26番について報告いたします。譲受人は油類の処理関係の事業

を行っております。事業の拡大及び収益を上げるため、申請地を取得し、1戸建て貸家住宅及び貸店舗を建設するものです。現地を確認したところ、北と西側が道路、南側が畑、東側は駐車場となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号27番について報告いたします。譲受人は運営する保育園の園舎が耐震基準を満たしていないため、建て替えをするにあたり、申請地を一時転用し仮設園舎を建築するものです。現地を確認したところ、南側は駐車場、東側は道路、北側は農地、西側は園舎となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

5番委員 番号28番と29番は議案第3号に関連する案件で隣接していますので、併せて報告いたします。

番号28番について、譲受人は建築不動産を営んでおり、近年建築業務が増えたため、資材置場が不足しており、申請地を借り受け、資材置場として使用するものです。

番号29番について、譲受人は借家に住んでいるが、閑静で住宅に適地である申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と東が道路、西が住宅、北が畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

6番委員 つづいて番号30番について、譲受人は借家に住んでいるが、子供が生まれ将来のことを考え、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西と東が道路、北は宅地、南は農地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

17番委員 つづいて番号31番について報告いたします。譲受人は申請地を父より借り受け、歯科医院を開業し、平成31年4月より歯科診療を行うものです。現地を確認したところ、北と西が道路、東と南は農地となっており、周辺農地への支障もないと思われませんが、何か支障が生じた場合は早急に対処するとのことですので、許可相当と意見決定しました。

番号26番から31番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号26番から31番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 員 なし。

議長 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号26番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号26番から31番を許可とすることに決定します。

議長 長 つづいて、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が、会長あてに提出されたので、決定を求めます。
市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課 お手元の資料「農用地利用集積計画(案)」に基づき、提案させていただきます。大変申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。
訂正表の追加する行の番号1028番、沢野地区の富沢町258-2について、使用貸借ですが、借賃の欄に10aあたり10,000円の使用料が入っておりますので、お手数ですが、削除してください。
また、農用地利用配分計画(案)ですが、1頁、3頁、5頁に誤りがありましたので、本日配布しましたものと差し替えをお願いいたします。では、改めまして、「農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。
今回は通常の利用権設定が1,077筆、解除条件付が14筆、所有権移転が17筆ございました。
公告日及び利用権設定日は平成30年5月20日です。
また、利用権設定1,091筆のうち、今回、農地中間管理機構であります「群馬県農業公社」が借り手となっているものが52筆あります。
次に「総括表」について、説明させていただきます。
まず、上段の総括表につきましては、設定期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。今回、新規と再設定の総計で1,587,804.89㎡となっております。
下段につきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況で計1,091筆については、借方319人・貸方576人です。
資料の1ページから73ページ、及び、訂正表までは利用権の設定についての詳細であり、記載のとおりです。
なお、70ページ、71ページについては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の借り手が農作業に常時従事すると認められな

い者の場合に規定する解除条件付利用権設定であり、全1,091筆のうち
の14筆です。

続いて、72ページの所有権の移転については、記載のとおりです。

17筆あり、面積総計は、21,830.00㎡となっております。

なお、今回提案させて頂いた、農用地利用集積計画書（案）は農業経営
基盤強化促進法第18条第3項で規定する農用地利用集積計画の要件を満
たしているものと考えます。

以上が提案の説明となります。本議案は、各地区審査会において調査
して頂いておりますが、再度ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、
ご質問等ございますか。
委員 長 なし。
議長 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、本件は、農用地利用集積計画
（案）のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議長 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。

議長 長 つづきまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第1
9条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）が、会長あてに提
出されたので、意見を求めます。市長部局の農業政策課より、一括提
案をお願いいたします。

農業政策課 農用地配分計画（案）ですが、農地中間管理機構であります群馬県農
業公社が一括で借り上げ、農地を借りたい人とマッチングを行い、決
定したのが配分計画です。
ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、
ご質問等ございますか。
委員 長 なし。
議長 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1.「貸付け後にお
いて、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響
があるか」については、「ない」とし、2.「全ての農用地について適切
に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については、

「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については、「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議 長 以上で、審議は終了いたしました。報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、4月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求めます。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について6件提出されております。

内訳につきましては、田3筆 1,356 m²、畑4筆 1,091 m² 計7筆 2,477 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について37件提出されております。内訳につきましては、23ページをご覧ください。田32筆 13,970.52 m²、畑40筆 16,059.52 m²、計72筆 30,030.04 m²となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は16件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は10件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 その他にご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 質問等無いようなので、以上で第10回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉会 平成30年5月10日（木）午後3時40分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議長

署名委員 22番

署名委員 1番